

岐阜県弁護士会は、岐阜県内に法律事務所を構える弁護士で構成される団体で、平成25年9月現在の登録数は約170名です。個々の弁護士は、自らの弁護士業務を行うだけでなく、弁護士会に設置されたいろいろな委員会に所属して、委員会活動も行っています。消費者問題との関係でいえば、消費者問題救済センターという委員会があり、同委員会では、①毎年1回県下の消費者問題に取り組む行政・各種団体等との意見交換会を開催する ②多重債務問題や消費者問題の解決等の取組に関する行政と弁護士会の業務連携の交渉を行う ③個々の被害事案の救済等を目的としてテーマ毎に各種電話110番を行う ④県内で大きな消費者被害が発生した場合に、弁護士を募り、弁護団の立ち上げをサポートする、等の活動を行っています。

平成24年度 岐阜県と市町村の消費生活相談状況

県と市町村を合わせた相談件数 11,330件 前年度12,409件より8.7%(1,079件)減少!

消費者ホットライン 0570-064-370かお近くの相談窓口にご相談しましょう

岐阜県 HP より

市町村窓口への相談の

3割は来訪!

相談方法で多いのは電話相談で、県は88.5%、市町村は67.3%であった。

市町村で受けた相談方法は来訪が全体の32.7%を占めた。県への相談の来訪は9.5%であった。平成24年1月には、すべての市町村に相談窓口の整備が進み、今後はさらに消費者にとって身近な窓口で相談できるようになってきたことが一因と考えられる。

販売形態別相談件数	県		市町村	
	H24	構成比	H24	構成比
相談件数総数	6,173	100.0%	5,157	100.0%
不当・架空請求(通信販売)	1,036	16.8%	686	13.3%
不当架空請求以外の通信販売	980	15.9%	757	14.7%
店舗販売	1,781	28.9%	1,763	34.2%
訪問販売	722	11.7%	511	9.9%
マルチ・マルチまがい	80	1.3%	74	1.4%
電話勧誘販売	707	11.5%	586	11.4%
送り付け商法	25	0.4%	21	0.4%
その他・不明	842	13.6%	759	14.7%
契約者の平均年齢(歳)	49.3		51.7	
平均契約金額(円)	1,252,531		1,415,009	

「消費者ネットワーク岐阜」: 2013年度の会員数: 個人会員97名・団体会員13団体

世話人名簿 代表: 大藪千穂(岐阜大学教育学部教授)、副代表: 御子柴 慎(弁護士)、花井泰子(消費生活相談員)、会計監査: 清水泰幸(岐阜県労働者福祉協議会)、事務局長: 河原洋之(全岐阜県生活協同組合連合会)。 今尾大祐(弁護士)、金森耕治(司法書士)、金山富士子(岐阜県生活学校連絡協議会会長)、坂本裕香(弁護士)、柴瀬宣子(生活協同組合コープぎふ)、小司隆信(司法書士)、鷺見和人(弁護士)、鈴木一子(岐阜県地域女性団体協議会)、土屋博史(司法書士)、都築昌義(弁護士)、富樫 悠(司法書士)、堀 雅博(弁護士)、松森美穂(弁護士)、水谷光由(生活協同組合コープぎふ)、村上佑介(弁護士)

会員募集!!! 「消費者ネットワーク岐阜」の会員になりませんか。会員には、ネットワークの機関紙が送付され、ネットワークの企画も案内されます。年会費は、個人1口500円、団体1口1000円です。下記まで住所・氏名をご連絡ください。参加申込書と会費の振込用紙を郵送します。事務局: 全岐阜県生協連

電話 058-370-6867 FAX 058-370-6860 Eメール hkawahar@tcoop.or.jp

ホームページ <http://cnetgifu.web.fc2.com/>



消費者ネットワーク岐阜 機関紙 (ホームページ <http://cnetgifu.web.fc2.com/>)

消費者カフェ・ぎふ



第7号 2013.10.1

「消費者ネットワーク岐阜」2013年度パネルディスカッションを開催します!

「岐阜県における消費者教育推進を考える!」パネルディスカッションを開催しますので、是非ご参加ください!!

♪参加無料です♪

日時: 2013年11月16日(土) 14:00~16:00

場所: ホテルグランヴェール岐山 カルチャーホール(2階)

アクセス方法は下記をご覧ください。

〒500-8875 岐阜市柳ヶ瀬通6丁目14番地 :058-263-7111 <http://grandvert.com/home/>

[プログラム]

13:30時~受付

14:05~14:35 消費者庁報告「消費者教育推進にむけて」

消費者庁消費生活情報課消費者教育第一係長 米山 眞梨子氏

14:35~14:55 行政機関報告「静岡市における消費者教育の推進について」

静岡市生活文化局市民生活部消費生活センター所長 白鳥 孝子氏

14:55~15:15 教育担当者報告「教育現場における消費者教育の推進について」

精華中学校教諭 技術・家庭科担当 神山 留美子氏

15:15~15:30 消費者ネットワーク岐阜報告

「消費者ネットワーク岐阜として消費者教育推進について考えていること」

「消費者ネットワーク岐阜」副代表 花井 泰子氏

15:30~16:00 パネルディスカッション

司会 「消費者ネットワーク岐阜」代表 大藪千穂氏

アクセス方法 JR岐阜駅または名鉄岐阜駅下車

JR岐阜駅

岐阜駅北口バスターミナル9番乗り場(北口右側)より C70 岐阜大学または岐阜大学病院行きに乗車(所要約9分)

柳ヶ瀬西口下車、徒歩2分

名鉄岐阜駅

名鉄駅前バス停5番乗り場(駅の向かい側)より C70 岐阜大学病院行きに乗車(所要約7分)

柳ヶ瀬西口下車、徒歩2分

参加ご希望の方はお電話

でお申し込みください!

当日参加も歓迎です!

電話 058-370-6867

「消費者ネットワーク岐阜」H.25 年度上半期の活動報告です!

1. 消費者被害の未然防止・自立した消費者の育成のために!

- (1) 教材を用いた学習会の実施: 西濃医療生協介護センターしずさと(17人) 講師: 土屋 博史氏
- (2) 岐阜大学全学共通教育講義「生活の経済と法律」(大藪担当)のゲスト講師
- (3) 研修会の実施

9月21日(土)10時00分~12時00分 ホテルグランヴェール岐山(カルチャーホール)で、「みんなで学ぼう! 消費者知識知っく BOOK」を用いた授業に関する研修会を実施しました。

2. 消費者問題に関わる横のつながりの強化のために!

- (1) 月1回の世話人会を6回開催しました(2013年4月、5月、6月、7月、8月、9月)。
- (2) 機関紙「消費者カフェ・ぎふ 第4回総会特集号」と「第7号」(本号)を発行しました。

3. 地方行政に提言します!

8月23日(金)東濃西部総合庁舎会議室において、懇談会を実施しました(右下の記事をご覧ください)。

1. (3) 「みんなで学ぼう! 消費者知識知っく BOOK」を用いた授業に関する研修会

2013年9月21日(土) グランヴェール岐山のカルチャーホールにおける研修会には小・中学校の教員や相談員の方等が20名参加しました。

☆岐阜県教育委員会 西脇久美子先生: 「知っく BOOK とは?」、「なぜつくったのか」、「知っく BOOK のよさと活用について」の3点をあげながら副読本のご紹介をして頂きました。

☆瑞穂市立穂積小学校 鈴木伸一先生: 副読本を活用した学級活動でのインターネットに関する授業報告がありました。子どもにとってネット環境は身近であり、副読本には事例が分かりやすく掲載されているので、授業の中で活用しやすいとの感想でした。

☆岐阜大学附属小学校 奥村陽子先生・中学校 三品智代先生: 「契約について」と「悪徳商法について学ぼう」の授業提案がありました。

☆各務原市立桜丘中学校 横山真智子先生: 「フェアトレード」の授業提案がありました。

○岐阜県からは、副読本のDVDを作成中で、来年の2月には各学校に配布できる予定という報告もありました。

○参加者の感想

- ♪短い時間なのに内容が濃く勉強になった。
- ♪二学期から消費者教育の授業をするのでとても参考になった。
- ♪このような会があれば是非また参加したい。
- ♪この副読本にそって授業を行うというより、副読本の一部を抜き出して授業を組み立てると有効だと思った。



西脇先生



奥村先生



横山先生



鈴木先生



三品先生

1. (2) 岐阜大学全学共通教育の講義「生活の経済と法律」で4回担当しました!

2013年度前期(4月~7月)に今年度から開講した「生活の経済と法律」(大藪担当)の講義の後半「生活の法律」の部分を「消費者ネットワーク岐阜」が4回ゲスト講師として担当しました。

日程	内容	担当者
6月24日	消費者契約法とクーリング・オフ制度	小司 隆信氏
7月1日	特定商取引法1(訪問販売・通信販売、電話勧誘販売)	坂本 裕香氏
7月8日	特定商取引法2(マルチ商法・特定継続的役務提供・内職商法・他)	御子柴 慎氏
7月29日	消費者信用、多重債務と自己破産	富樫 悠氏

☆学生の感想☆

- 😊 弁護士や司法書士のように普段会う事がない専門家の話が聴けたのは大変勉強になった。
- 😞 日常よく起こりそうなことにクーリング・オフ制度や消費者契約法などで消費者は守られているのだから、その情報をよく知って活用できなければならないと思った。
- 😊 法律用語は難しいけれど、とても分かりやすく教えてもらった。家族や友達にも教えたい。



6/24 小司氏



7/1 坂本氏



7/8 御子柴氏



7/29 富樫氏

3. (1) 東濃西部広域行政事務組合との懇談会



8月23日(金)東濃西部広域行政事務組合及び多治見市・土岐市・瑞浪市の消費生活相談窓口担当者(8名)と消費者ネットワーク岐阜世話人(6名)との懇談会を行いました。

東濃三市では、2012年10月から広域行政事務組合が主体となって巡回相談を実施しています。この巡回相談とは、資格を有する相談員2名が多治見市(月・金)、瑞浪市(火)、土岐市(木)と巡回し、三市に住所を有する方であれば、いずれの相談窓口でも相談を受けられるというものです。

メリット 相談件数の増加、市職員のレベルアップ、あっせん等長期にわたる相談にも対応できる、職員がいつでも資格を持った相談員に電話で確認ができるので安心、居住地以外での相談も可能となり市民サービス向上になっている。

課題 三市のPIO-NETを共有できないため他市の入力内容の閲覧・入力ができない、活性化基金の終了後は各市に費用負担が発生する、専門家との連携が十分にはできていない。

☆懇談会に参加して☆

今回の懇談会によって、例えば専門家との連携に関して、弁護士会と県の協定内容が市町村担当者に正確に伝わっていないことが判明するなど、今後の懇談会やネットワーク構築の重要性を再認識できた。